**平成２１年（フ）第８７６５号**
大阪市西成区花園北１丁目９番８号　エーデルハイムＮＡＫＡＪＩMA504号
債務者　小川　勝彬
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９０５５号**
大阪府豊中市北条町１丁目32番22号
債務者　畑　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９０８７号**
大阪府門真市江端町11番１―211号
債務者　土井　俊夫
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９３６０号**
大阪市西成区梅南１丁目６番３号
債務者　岡崎　明美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４１０号**
大阪市都島区内代町３丁目10番40号　ホワイトハイツ203号
債務者　新城　康利
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４４４号**
大阪府門真市大倉町31番18号
債務者　早田　芳美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９５５７号**
大阪府吹田市岸部北２丁目25番13号
債務者　高松　　明
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６３５号**
大阪府四條畷市蔀屋本町７番22号
債務者　稲垣　友子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６５６号**
大阪府枚方市北中振３丁目32番７号
債務者　古川　達也
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６６７号**
大阪市天王寺区上汐４丁目５番３号　ノアーズアーク上汐４Ｆ
債務者　柏原　明夫
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６７６号**
大阪市生野区中川東１丁目９番６号
債務者　谷川洋子こと　金　　玉年
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６７８号**
大阪府豊中市向丘３丁目９番８―901号
債務者　ガピエジャパンこと　白石登喜子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６８７号**
大阪府寝屋川市萱島信和町26番６号
債務者　兵頭里衛子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６８８号**
大阪府八尾市服部川４丁目202番地
債務者　原田　幸利
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６８９号**
大阪府八尾市服部川４丁目202番地
債務者　原田　福子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６９４号**
大阪市住吉区東粉浜３―12―12―502、住民票上の住所大阪市住吉区清水丘２丁目24番３号
債務者　下迺亜矢子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６９５号**
大阪市鶴見区浜３丁目４番４号
債務者　日根野美代子（旧姓由良）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６９８号**
大阪府豊中市利倉３丁目８番４号
債務者　永吉ますみ
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部